

## 渋谷区内部統制に関する方針

渋谷区は、「ちがいを ちからに 変える街。渋谷区」を基本構想として掲げています。この構想のもと、多様性の推進や業務のDX化をはじめ、産官学民の連携を通じて、グローバルな視点や先進的な事業スキームを活用し、様々な取組を進めています。

これらの取組を推進させるためには、組織内部の事務や手続が適正に行われることが重要です。適正な事務処理が行われない場合、事業の正当性が損なわれ、区民からの信頼を失うおそれがあります。

また、近年では、官民間問わず、組織内のコンプライアンスに対する意識が高まっています。

当区が今後も先進的な取組を進め、安定的で持続的な行政サービスを提供していくためには、職員一人ひとりが区民から信頼される行政事務の担い手となることが極めて重要です。

そこで、当区は、法令等の遵守及び適正な業務の執行を確保するため、内部統制に取り組み、その基本的な方針について、次のとおり定めます。

### 1 内部統制の目的

事務の管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保すること

### 2 内部統制の対象とする事務

財務、財産・物品、情報・システム、文書及び服務に関する事務のうち、リスクが現実化し易い事務（優先対応リスク）として選定したもの

### 3 内部統制の取組の方向性

内部統制の整備及び運用に当たっては、各部署で共通する事務について、既存の取組を活かしながら、次のとおり進めること

- (1) 法令等を遵守した職務執行を確保するため、業務に関わる法令等を職員一人ひとりが理解し、遵守した職務遂行をするとともに、組織としてチェックできる体制作りに取り組みます。
- (2) 業務上のリスクを「見える化」し、対応すべきリスクに対して具体的な対応策を決定し、適切なリスク管理を実施します。また、モニタリングを実施し、PDCAサイクルで継続的にリスク管理体制の整備・運用の見直しに取り組みます。
- (3) 区長は、内部統制の整備及び運用の最終的な責任者として、渋谷区における取組を先導し、副区長がこれを補佐し、総務部長が実務を統括する全庁的な体制で組織的に取り組みます。
- (4) 毎年度、内部統制の整備状況及び運用状況について区長が点検し、適宜、公表します。

令和7年5月19日

渋谷区長 長谷部 健